



早いもので4月に入りました。春爛漫、心浮き立つお花見のシーズンですね。この春から新生活を始められる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。花冷えする日もありますので、体調には気を付けて過ごしたいですね。今回のテーマは令和7年度税制改正大綱です。大綱には、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税などいくつかの項目に分かれていますが、法人課税の改正は以下の通りです。

- (1) 中小企業者等の法人税率の特例の延長

(2) 中小企業経営強化税制の拡充等

(3) 中小企業投資促進税制の延長

(4) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等

(5) 事業承継税制における役員就任要件等の見直し

(6) 防衛特別法人税（仮称）の創設

今月は（1）中小企業者等の法人税率の特例の延長、（3）中小企業投資促進税制の延長、（5）事業承継税制における役員就任要件等の見直しの3点を取り上げて解説していきます。

今月のテーマ：令和7年度税制改正について（法人課税）

① 中小企業者等の法人税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率は、原則として23.2％です。ただし、年800万円以下の所得金額については15％（本則19％）に軽減されています。本特例は延長が続いてきましたが、中小企業の資金繰り負担の緩和及び財務基盤強化のため、同特例措置の適用期限が令和8年末まで2年延長されます。また、単年所得10億円超の中小企業者等の軽減税率については、17％（現行15％）に引き上げられています。適用は令和9年3月31日までに なります。

| 対象                    | 本則税率                               |       | 軽減税率 |
|-----------------------|------------------------------------|-------|------|
| 中小法人<br>(資本金1億円以下の法人) | 年800万円超の所得金額                       | 23.2% | —    |
|                       | 年800万円以下の所得金額<br>※所得10億円以下の中小法人の場合 | 19%   | 15%  |
|                       | 年800万円以下の所得金額<br>※所得10億円超の中小法人の場合  | 19%   | 17%  |

② 中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、中小企業が一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7％）または特別償却（30％）の適用を認める措置です。人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限が2年間延長されます。適用は令和9年3月31日までに なります。

※税額控除（7％）は、資本金3,000万円以下の中小企業者等に 限ります。

|      |                                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | ・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）<br>・ 従業員数1000人以下の個人事業主                                                                                           |
| 対象業種 | 製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業<br>湾岸運送業、ガス業、小売業、料理店業その他飲食店、一般旅客自動車運送業、<br>海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、梱包業、郵便業、<br>通信業、損保保険代理業及びサービス業、不動産業、物品賃貸業 |
| 設備投資 | ・ 機械及び装置【1台160万円以上】                                                                                                                                     |
|      | ・ 測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円かつ複数合計120万円以上】                                                                                                             |
|      | ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】<br>※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サービス用OSのうち一定のものは除く                                                                   |
|      | ・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）                                                                                                                                   |
|      | ・ 内航船舶（取得価格の75％が対象）                                                                                                                                     |

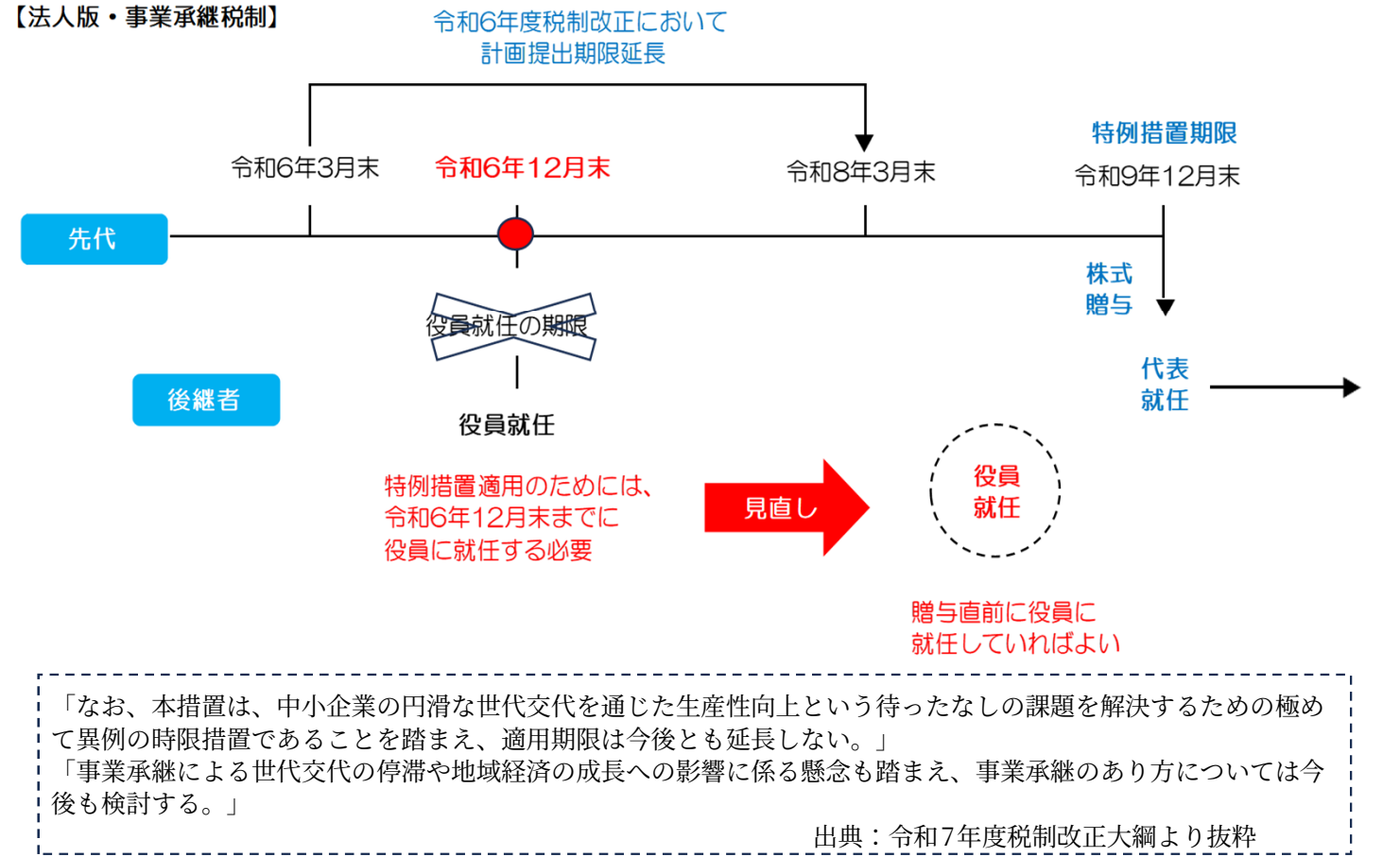
③ 事業承継税制における役員就任要件等の見直し

事業承継税制とは、会社の後継者が先代経営者などから自社株式などを取得した場合に、一定の要件を満たしているときは、贈与税や相続税の納税を猶予し、後継者（2代目）から次の後継者（3代目）に株式を承継した場合などに猶予された税金が免除される制度です。

法人版事業承継税制を適用するためには、特例措置期限までの間、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過していることが必要とされていました。今回の改正で、この役員就任要件が見直され、令和7年1月1日以後は贈与直前に役員に就任していればよいことになりました。

個人版の場合は、令和10年12月末までの適用期限の3年前となる令和7年12月末までに後継者が事業に従事する必要がありました。今回の改正で、贈与直前に事業に従事していればよいことになりました。

なお、役員就任要件は事実上緩和されましたが、特例措置の適用期限（法人版は令和9年12月末、個人版は令和10年12月末）の延長はされていません。



令和7年度税制改正大綱は、2024年12月27日閣議決定されました。  
国会にて税制改正法案が可決されれば、新しい税制が施行される流れになっております。  
（令和7年3月20日現在）

<Visionのご案内>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：Vision  
今月の開催日は4月10日（木）です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、  
年に一度、当事務所において頂き、  
経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。  
まだ参加された事のない方、  
経営計画を作ってみませんか。

| 開催日      | 対象者           | 申込期限    |
|----------|---------------|---------|
| 4月10日（木） | 2・3・4・5月決算法人様 | 4月4日（金） |
| 5月15日（木） | 3・4・5・6月決算法人様 | 5月9日（金） |
| 6月12日（木） | 4・5・6・7月決算法人様 | 6月6日（金） |

<4月カレンダー>

|    |   |                                                                                                    |
|----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 木 | *経営計画書作成セミナー：Vision<br>*3月分源泉所得税・住民税の納付期限                                                          |
| 23 | 水 | 申告所得税及び復興特別所得税の振替納税日                                                                               |
| 30 | 水 | 消費税及び地方消費税の振替納税日                                                                                   |
| 30 | 水 | *2月決算法人の確定申告・納付期限<br>*8月決算法人の中間申告・納付期限<br>*消費税（4期）の納付期限（年税額400万円超の5・11月決算法人）<br>*消費税（毎月納付2月分）の納付期限 |

当社は赤い羽根共同募金  
寄付付き地域支援プロジェクトに賛同しています